

(4) 厚生年金給付の種類と概要

項目	給付内容
<p>特別支給の 老齢厚生年金 (65歳まで)</p>	<p>[要件] 次の要件をすべて満たしているときに、支給開始年齢から65歳にあるまでの間、受給できます。</p> <p>①支給開始年齢以上であること。 ②厚生年金被保険者期間が1年以上であること。 ③受給資格期間が10年以上であること。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">用語説明</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○支給開始年齢 (別表1 P81) 参照</p> <p>○厚生年金被保険者期間 厚生年金被保険者(一般・国共済・地共済・私学共済)であった期間をいいます。平成27年10月以前の共済組合の組合員であった期間も含まれます。</p> <p>○受給資格期間 受給資格期間とは、次のⅠからⅢまでの期間を合計した期間をいいます。 Ⅰ 厚生年金被保険者期間 Ⅱ 国民年金の保険料納付済期間(国民年金第3号被保険者であった期間を含みます。)および国民年金の保険料免除期間 Ⅲ 合算対象期間(海外に居住していた期間、国民年金に任意加入できる者が任意加入していなかった期間等をいいます。)</p> </div> <p>[給付内容] 報酬比例部分(注1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(平成15年3月31日までの期間) 平均標準報酬月額 × 7.125 / 1000 × 加入期間の月数</p> </div> <p style="text-align: center;">+</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(平成15年4月1日以後の期間) 平均標準報酬月額 × 5.481 / 1000 × 加入期間の月数</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ この他、平成27年9月までの公務員共済組合の加入期間をもとに、旧退職共済年金における職域年金相当部分に該当する経過的職域加算額が支給されます。 ・ 障害者、長期加入者の特例の適用(P81)を受けることとなった者は、定額部分及び加給年金額が請求できます。 ・ 在職中の場合は、給料との調整措置があるため、年金額の全部または一部が支給停止となります。 <p>(注1) 給付乗率 7.125/1000、5.481/1000は、その者の生年月日に応じ経過措置があります。(P82 別表2)</p>
<p>老齢厚生年金 (65歳から)</p>	<p>[要件] 次の要件をすべて満たしているときに、65歳から受給できます。</p> <p>①65歳以上であること。 ②厚生年金被保険者期間があること。 ③受給資格期間が10年以上であること。 ※「厚生年金被保険者期間」、「受給資格期間」の説明については、上記特別支給の老齢厚生年金での説明をご参照ください。</p> <p>[給付内容] 次の(ア) (イ) (ウ)の金額を合算した額</p> <p>(ア) 報酬比例部分 (特別支給の老齢厚生年金に同じ)</p> <p>(イ) 経過的加算</p> <p style="text-align: center;">1,621円(令和4年度価格) × 組合員期間の月数(480月が限度) - 777,800円 (令和4年度価格) × 組合員期間のうち老齢基礎年金の算定基礎となった月数 / 480</p>

項目	給付内容				
老齢厚生年金 (65歳から)	<p>(ウ) 加給年金額</p> <p>厚生年金被保険者期間が20年以上である者が65歳に達した当時、その者と生計を共にしている65歳未満の配偶者、18歳に達した日の属する年度末までの間にある子、20歳未満で障害等級の1級若しくは2級に該当する障害の状態にある子で、収入が850万円（所得が655.5万円）未満である者を有する場合、次の加給年金額が加算されます。</p> <p>なお、配偶者が長期在職（20年以上かそれと同様とみなされるもの）に係る老齢（退職）又は障害を事由とする公的年金の支給を受けることができるときは、加給年金額の支給を停止する場合があります。</p> <p>○ 配偶者の加給年金額（令和4年度価格） 388,900 円</p> <p>○ 子の加給年金額（令和4年度価格）</p> <table border="1" data-bbox="453 528 1050 602"> <tr> <td>2人まで1人につき</td> <td>223,800 円</td> </tr> <tr> <td>3人目から1人につき</td> <td>74,600 円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> この他、平成27年9月までの公務員共済組合の加入期間をもとに、旧退職共済年金における職域年金相当部分に該当する経過的職域加算額と、平成27年10月以降の公務員期間を基礎とする年金払い退職給付がそれぞれ支給されます。 在職中の場合は、給料との調整措置があるため、年金額の全部または一部が支給停止となります。 <p><老齢厚生年金の繰上げ支給></p> <p>老齢厚生年金の受給要件の②および③を満たしている者は、60歳から支給開始年齢に到達するまでの間に繰上げ請求を行い、繰上げ請求を行った翌月分から老齢厚生年金を受給することができます。</p> <p>ただし、年金額は繰上げた月数1か月あたり0.4%（昭和37年4月1日以前に生まれた方は0.5%）が減額され、減額は生涯続きます。</p> <p>また、老齢基礎年金および、他の実施機関の老齢厚生年金の受給権を有する場合、同時に繰上げ請求する必要があります。（すべて減額支給となります。）</p> <p><u>繰上げ請求する際の主な注意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 繰上げ請求後はその決定を取消すことはできず、生涯減額された年金額となります。 繰上げ請求後は、事後重症などによる障害厚生年金（障害基礎年金、公務員期間以外の期間で発生した障害厚生年金）を請求することはできません。 繰上げ請求する場合は、受給資格を有する他の年金（老齢基礎年金、公務員期間以外の期間で発生した老齢厚生年金等）の繰上げ請求を同時に行わなければなりません。 繰上げ請求後は、国民年金に任意加入できません。 繰上げ請求後は、原則、老齢厚生年金の障害の特例や長期加入者の特例に該当しても、これらの適用は受けることができません。 <p><老齢厚生年金の繰下げ支給></p> <p>65歳に到達時点で老齢厚生年金の請求をしないで、66歳以降に老齢厚生年金の繰下げを申し出ることにより、申し出た月の翌月分から繰下げた月数1か月あたり0.7%を増額した年金を受けることができます。ただし、65歳から繰下げの申出をするまでの間の年金の支給はありません。（加給年金額も支給されません。）</p> <p><u>繰下げ請求する際の主な注意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 繰下げの申出は、66歳の誕生日以降75歳に到達するまで1か月単位で行うことができます（昭和27年4月1日以前に生まれた方は70歳まで）。 他の実施機関の老齢厚生年金を受給できる場合は、同時に繰り下げる必要があります。 老齢基礎年金も繰下げの申出を行うことが可能ですが、同時に繰り下げる必要はなく、異なる時期に繰下げの場合は、それぞれに申出が必要です。 障害を事由とする年金（障害基礎年金を除きます。）または遺族を事由とする年金の受給権を有する場合や、65歳以降の老齢（退職）を事由とする年金を受給している者は、繰下げの申出ができません。 <p><老齢基礎年金></p> <p>65歳からは、老齢厚生年金に加えて、日本年金機構から老齢基礎年金が支給されます。</p> <p>年金額は、40年間（20～60歳）保険料を納付した場合777,800円（令和4年度額）です。保険料の未納期間などがある場合には、その期間に応じて減額されます。</p>	2人まで1人につき	223,800 円	3人目から1人につき	74,600 円
2人まで1人につき	223,800 円				
3人目から1人につき	74,600 円				

項目	給付内容
障害厚生年金	<p>[要件]</p> <p>障害厚生年金は、次の要件をすべて満たしているときに、受給できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 厚生年金被保険者期間に、初診日があること。 ② 障害認定日または障害認定日後、65歳に達する日の前日までの間に障害の等級が1級から3級までの状態にあること。 ③ 保険料の納付要件を満たしていること。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">用語説明</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○初診日 病にかかり、または負傷した者が、その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。</p> <p>○障害認定日 原則として初診日から1年6か月を経過した日をいいます。</p> <p>○保険料の納付要件 初診日の前日に、以下のいずれかを満たしていることが必要となります。 I 20歳に到達した月から初診日の属する月の前々月までの期間のうち、受給資格期間から合算対象期間を除いた期間が3分の2以上あること。 II 初診日（注記）の属する月の前々月までの直近の1年間に、国民年金の保険料未納期間がないこと。 （注記）初診日が令和8年3月31日以前のときで、初診日に65歳未満であるときに限られます。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害厚生年金の等級は、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の等級とは異なります。（P82 別表3） <p><事後重症制度></p> <p>障害認定日に3級以上の障害に該当しなくても、65歳に達する日の前日までに3級以上の障害に該当したときは、請求により障害厚生年金が支給されます。</p> <p>[給付内容]</p> <p>①障害等級が2級又は3級の場合</p> <p>次の（ア）（イ）の金額を合算した額</p> <p>（ア）報酬比例部分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">（平成15年3月31日までの期間）</p> <p style="text-align: center;">平均標準報酬月額 × 7.125 / 1000 × 加入期間の月数</p> </div> <p style="text-align: center;">+</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">（平成15年4月1日以後の期間）</p> <p style="text-align: center;">平均標準報酬月額 × 5.481 / 1000 × 加入期間の月数</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生年金被保険者期間の月数は、障害認定日の属する月までの月数です。また、その期間が300月未満のときは、300月とします。（厚生年金被保険者期間が平成15年4月1日に引き続くときは、それぞれの加入期間に応じて按分することとなります。） ・ 障害等級が3級の場合で、報酬比例部分の額が 583,400 円（令和4年度価格）より少ないときは、583,400円とします。 <p>（イ）加給年金額（障害等級が2級の場合）</p> <p>受給権者により生計を維持していた65歳未満の配偶者があるとき支給されます。なお、配偶者が老齢厚生年金等の支給を受けるときは加給年金額の支給を停止する場合があります。 223,800 円（令和4年度価格）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この他、初診日が平成27年9月以前にある障害厚生年金に限り、平成27年9月までの組合員期間をもとに、旧障害共済年金における職域年金相当部分に該当する経過的職域加算額（障害共済年金）を支給します。

項目	給付内容
<p>障害厚生年金</p>	<p>②障害等級が1級の場合</p> <p>次の（ア）（イ）の金額を合算した額</p> <p>（ア）報酬比例部分 ①の（ア）× 125/100</p> <p>（イ）加給年金額 ①の（イ）に同じ</p> <p>・この他、初診日が平成27年9月以前にある障害厚生年金に限り、平成27年9月までの組合員期間をもとに、旧障害共済年金における職域年金相当部分に該当する経過職域加算額（障害共済年金）を支給します。</p> <p><二つ以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する場合の障害厚生年金></p> <p>障害認定日に二つ以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する者の障害厚生年金は、それらの期間が一つであるものとみなして、初診日が属する実施機関において決定されます。</p> <p><在職中の障害共済（厚生）年金></p> <p>障害共済年金は、平成27年9月までは、在職中は支給が停止されていましたが、平成27年10月以降は、在職中であっても支給されることとなりました。</p> <p>障害厚生年金（受給権発生が平成27年10月以降の障害を事由とする年金）についても同様に、在職中であっても支給されます。</p> <p>ただし、職域加算額については、公務員共済の組合員である間は支給停止されます。</p> <p><障害基礎年金></p> <p>障害等級が1級または2級に該当する場合、障害基礎年金も併せて受給できます。年金額は、1級が972,250円、2級が777,800円（令和4年度額）です。障害基礎年金は、日本年金機構から支給されます。</p>
<p>障害手当金</p>	<p>[要件]</p> <p>次のすべての要件を満たしているとき</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 厚生年金被保険者期間に初診日があること。 ② 障害の原因となった病気やケガが初診日から5年以内に治り（症状が固定し）、その治った日（以下「治った日」といいます。）に障害厚生年金を受けることができない程度の障害の状態であること。 ③ 保険料納付要件を満たしていること。 ④ 治った日において、公的年金各法に基づく年金である給付の受給権を有していないこと。 ⑤ 障害の原因となった病気やケガについて、地方公務員災害補償法等の規定による障害補償の受給権を有していないこと。 <p>[給付内容]</p> <p>次の金額に 200/100 を乗じた額</p> <p>報酬比例部分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（平成15年3月31日までの期間）</p> <p>平均標準報酬月額 × 7.125 / 1000 × 加入期間の月数</p> </div> <p style="text-align: center;">+</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（平成15年4月1日以後の期間）</p> <p>平均標準報酬月額 × 5.481 / 1000 × 加入期間の月数</p> </div> <p>・ 金額が1,166,800円より少ないときは、1,166,800円（令和4年度価格）とします。</p> <p>・ 加入期間の月数が300月未満のときは、300月とします。</p> <p>（加入期間が平成15年4月1日に引き続くときは、それぞれの加入期間に応じて按分することとなります。）</p>

項目	給付内容
遺族厚生年金	<p>[要件]</p> <p>厚生年金保険者であった者が、次のいずれかの要件に該当するとき、その遺族に支給される。</p> <p>① 厚生年金被保険者期間に死亡したとき</p> <p>② 厚生年金被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき</p> <p>③ 障害等級が1級または2級に該当する障害厚生(共済)年金等の受給権者が死亡したとき</p> <p>④ 受給資格期間が25年以上である者が死亡したとき</p> <p>※ 遺族とは …… 被保険者であった者の死亡の当時、その者によって生計を維持していた次の者をいいます。</p> <p>第一順位 夫(55歳以上)・妻・子</p> <p>第二順位 父母(55歳以上)</p> <p>第三順位 孫</p> <p>第四順位 祖父母(55歳以上)</p> <p>(注1) 「生計を維持していた」とは、被保険者の死亡の当時、生計を共にしていた者のうち、恒常的な収入が年額850万円以上にならないと認められる者をいいます。</p> <p>(注2) 子及び孫については、ア 18歳になった後の最初の3月31日までの間にあって、かつ婚姻していない者、イ 20歳未満で1級または2級の障害の状態にあり、かつ婚姻していない者。</p> <p>(注3) 夫、父母及び祖父母については被保険者であった者の死亡時に55歳以上であることが必要です。また、年金の受給開始は60歳からです。ただし、夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も併せて受給できます。</p> <p>(注4) ①及び②に該当する場合は、死亡した者が以下の要件を満たしていることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 20歳に到達した月から死亡日の属する月の前々月までの期間のうち、受給資格期間から合算対象期間(海外に居住していた期間、国民年金に任意加入できる者が任意加入していなかった期間等をいいます。)を除いた期間が3分の2以上あること。 死亡日(注記)の属する月の前々月までの直近の1年間に、国民年金の保険料の未納期間がないこと。 <p>(注記) 死亡日が令和8年3月31日以前のときで、死亡した者が65歳未満であった場合に限られます。</p> <p>[給付内容]</p> <p>報酬比例部分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(平成15年3月31日までの期間)</p> $\text{平均標準報酬月額} \times 7.125 / 1000 \times \text{加入期間の月数} \times 3 / 4$ </div> <p style="text-align: center;">+</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(平成15年4月1日以後の期間)</p> $\text{平均標準報酬月額} \times 5.481 / 1000 \times \text{加入期間の月数} \times 3 / 4$ </div> <p>(注) 要件の①、②、③に該当する場合、加入期間の月数が300月未満のときは、300月とします。(加入期間が平成15年4月1日に引き続くときは、それぞれの加入期間に応じて按分することとなります。)</p> <p>中高齢寡婦加算</p> <p>受給権者が40歳以上65歳未満の妻であり、かつ、18歳未満の子がいないこと等により国民年金法による遺族基礎年金を受けないときは、上記により算定した額に、583,400円(令和4年度価格)を加算した額が遺族厚生年金の額となります。</p> <p>(注) 要件の④に該当する場合は、厚生年金被保険者期間が20年以上ある者に限り加算されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> この他、平成27年9月までの公務員共済組合の加入期間をもとに、旧遺族共済年金における職域年金相当部分に該当する経過的職域加算額(遺族共済年金)が支給されます。 <p>< 遺族基礎年金 ></p> <p>遺族に該当する者が「配偶者であって子と生計を同じくしている者」または「子のみ」である場合、遺族基礎年金が支給されます。遺族基礎年金の額は777,800円(令和4年度額)で、子の人数に応じて一定額が加算されます。遺族基礎年金は、日本年金機構から支給されます。</p>

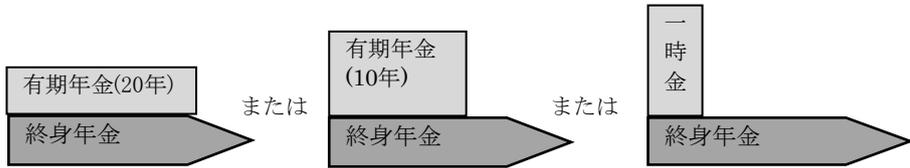
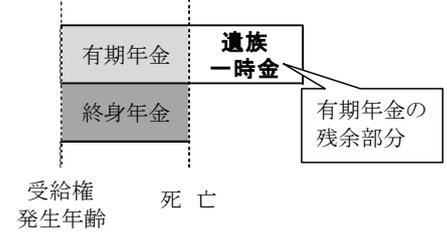
項目	給付内容
遺族厚生年金の失権	<p>次のいずれかの要件に該当したとき、遺族厚生年金の受給権は失権する。</p> <p>① 受給権者が死亡したとき</p> <p>② 受給権者が婚姻したとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときも含まれます）</p> <p>③ 受給権者が直系血族および直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含みます）となったとき</p> <p>④ 受給権者と厚生年金被保険者であった者との親族関係が離縁によって終了したとき</p> <p>⑤ 受給権者である子または孫（障害等級が1級または2級に該当する障害の状態にある子または孫は除きます）が18歳に達した日以後の最初の3月31日を終了したとき</p> <p>⑥ 受給権者である子または孫で、障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある者（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子または孫を除きます）について、その事情がなくなったとき。または20歳に達したとき</p> <p>⑦ 受給権者である父母、孫、祖父母で、組合員の死亡の当時胎児であった子が出生したとき</p> <p>⑧ 受給権者が30歳未満である妻が、ア または イ に該当したとき</p> <p>ア 夫の死亡により、遺族基礎年金の受給権を取得しないときは、遺族厚生年金の受給権を取得した日から起算して5年が経過したとき</p> <p>イ 遺族厚生年金と遺族基礎年金の受給権を有する妻が30歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、遺族基礎年金の受給権が消滅した日から起算して5年を経過したとき</p>

退職届書	<p>退職届書は、退職時に老齢厚生年金の受給権を満たしていない者が、将来の年金受給にそなえ、共済組合の加入期間等を年金の待機者として登録するために提出するものです。</p> <p>1 老齢厚生年金の受給資格期間未満の退職者（加入期間1年未満の者を含む。）</p> <p>2 老齢厚生年金受給資格を満たしている者のうち、支給開始年齢前に退職した者</p> <p>3 在職中に障害厚生年金受給権を取得している者のうち、老齢厚生年金の支給開始年齢前に退職した者</p>
------	---

(5) 退職等年金給付（年金払い退職給付）

①概要と種類について

共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として、平成27年10月から、「年金払い退職給付」が創設されました。年金払い退職給付は地方公務員の退職給付の一部として、設けられるもので、「退職年金」「公務障害年金」「公務遺族年金」の三種類の給付があります。

種類	概要
退職年金	<ul style="list-style-type: none"> ・1年以上引き続き組合員期間を有する者が、退職後65歳に達したとき、または65歳に達した日以後に退職したときに支給されます。(60歳からの繰上げ、また、受給権が発生し10年経過後までの繰下げも可能です。) ・半分は有期年金、半分は終身年金として支給されます。 ・有期年金は10年または20年支給のいずれかを選択します。(一時金の選択も可能です。一時金の請求の際には、退職手当等の源泉徴収票が必要となる場合がありますので、源泉徴収票を保管しておいてください。)  <ul style="list-style-type: none"> ・受給者が死亡した場合は、有期年金の残余部分が遺族(P76)に一時金として支給されます。終身年金は終了します。 
公務障害年金※	・公務による傷病により障害の状態になった者に、障害の状態である間、支給されます。支給水準は従来と同様です。
公務遺族年金※	・公務による傷病により死亡した場合で、遺族がいるときに支給されます。支給水準は従来と同様です。

※通勤災害や公務外による場合は、年金の対象になりません。

②保険料について

厚生年金の保険料とあわせて、別途、「年金払い退職給付」の保険料(労使あわせて保険料率(注)1.5%を上限)の負担をしていただくこととなります。

(注)保険料率=掛金率+負担金率のことであり、労使折半となります。

③経過措置について

平成27年10月以降に年金の受給権が発生する者で、平成27年9月までの加入期間がある者については、その期間に応じた「職域年金相当部分」の年金が支給されます。その者に平成27年10月以降の加入期間がある場合は、その期間に応じた「年金払い退職給付」も支給されることとなります。



(6) 年金の支給停止

①雇用保険法等との調整(65歳未満の者)

特別支給の老齢厚生年金(注1)の受給権者が失業給付(雇用保険法による基本手当)を受けるために、雇用保険法による求職の申込みをしたときは、老齢厚生年金と雇用保険法による基本手当との給付調整により、老齢厚生年金の支給が停止されます。

また、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、被保険者として在職中のため年金の一部の支給が停止されている間に、雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受けるようになると、その間、老齢厚生年金は、全部または一部が支給を停止されます。

年金の受給開始と同時または年金受給後に、これらの給付を受けることとなったときは、その旨を公立学校共済組合本部(東京)に届け出てください。

一般の公務員は、雇用保険の被保険者とされないため調整の対象となりませんが、再任用者、公立大学法人等に勤務する者、また、公務員を退職後、民間会社等の雇用保険適用事務所に再就職し、失業給付の受給資格を満たして再退職した場合には、調整の対象となります。

(注1)65歳未満の繰上げ支給の老齢厚生年金を含みます。

②在職中の年金の取扱いについて

老齢厚生年金・退職(共済)年金の受給者が、常勤の公務員・私立学校・民間会社等に勤務し、勤務先で厚生年金保険に加入している場合や国会議員・地方議会議員である場合は、「賃金+年金」の額が一定基準額である47万円(注1)を超えたとき、年金の全部または一部が支給停止されます。(以下「在職停止」といいます。)

在職停止の計算方法

基本月額と総報酬月額相当額(注2)の合計額が47万円を超えた場合に、下記により年金額が停止になります。

基本月額と総報酬月額相当額	支給停止額(月額)
基本月額と総報酬月額相当額の合計が47万円以下	支給停止されません
基本月額と総報酬月額相当額の合計が47万円超	$(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 47\text{万円}) \times 1/2$

(注1)「47万円」は令和4年度における停止基準額です。今後停止基準額については変動する場合があります。

(注2)「基本月額」とは、老齢厚生年金 $\times 1/12$ のうち経過的加算額および加給年金額を除いた額です。

「総報酬月額相当額」とは、その月の標準報酬月額と過去1年間の標準賞与額(ボーナスなど) $\times 1/12$ を合算したものです。

なお、経過的職域加算額は、公務員共済の組合員である間は支給停止となります。

※ 複数の実施機関から年金の支給を受けている者が在職中の場合、すべて合算した金額により計算し、各実施機関の支給額に応じて按分した金額を停止します。

(7) 各年金の請求方法

老齢厚生年金	支給開始年齢を迎えられる直前に、待機者には共済組合本部、在職者には山口支部、退職後に再就職、あるいは短期組合員となり厚生年金被保険者となった場合には最後に加入された実施機関から必要書類を送付します。	
退職等年金給付 (年金払い退職給付)	65歳到達時（65歳到達時に在職中の場合は退職時）の直前に公立学校共済組合本部または山口支部（退職後に公務員として再就職した場合は、最後に加入した公務員共済組合）から必要書類を送付します。	
遺族・障害厚生年金	要件に該当したときは申し出てください。必要書類を送付します。	
退職届書	若年退職時	一般組合員退職連絡票を受けた後、必要書類を送付します。
	定年退職時	教職員退職事務説明会において、必要書類をお渡しします。
	再任用フルタイム退職時	退職前に所属所あて送付します。

(8) 年金の給付制限

組合員または組合員であった者が以下に該当する処分を受けたとき、その者が支給を受ける退職給付または障害給付の額のうち、職域年金相当部分等の額及び年金払い退職給付の全部又は一部を支給しないこととされています。

- ・禁錮以上の刑に処せられたとき
- ・停職以上の懲戒処分を受けたとき
- ・退職手当支給制限等の処分を受けたとき

また、遺族給付を受給している者が禁錮以上の刑に処せられたときも、その者が支給を受ける遺族給付の額のうち、職域年金相当部分等の額の一部を支給しないこととされています。なお、退職給付または障害給付を受給している者が禁錮以上の刑に処せられて、その刑の執行を受けるときは、その間、職域年金相当部分等の額の支給が停止されます。

(9) 退職一時金の返還

昭和54年12月31日以前に、組合員期間が1年以上20年未満で退職した場合には、退職一時金を支給する制度がありました。

この制度により退職一時金の支給を受けた期間が、年金額を計算する際の組合員期間に含まれる場合には、同一の組合員期間について年金と一時金の二重の給付が行われることを防止するため、受給した退職一時金の額に「利子」相当額を加えた額を共済組合に返還することとされています。退職一時金の返還は、年金の請求時に選択する次の①または②の方法により行います。

- ① 年金の支給期ごとにその支給額の2分の1を返還に充当する。
- ② 1年以内に現金で一括または分割して返還する。

(10) 併給調整

公的年金制度では、一人一年金が原則です。老齢・障害・遺族など給付事由の異なる年金の受給権がある場合には、選択する一つの種別の年金が支給され、他の年金は停止されます。

この選択については、いつでも将来に向かって変更すること（選択替え）ができます。

(11) 離婚時の年金分割制度

離婚または婚姻の取消し（以下「離婚等」といいます。）をした場合に、按分割合について合意した上で婚姻期間中の標準報酬月額と標準賞与額（標準報酬総額）を当事者間で分割することができます。

対象となるのは、平成19年4月1日以後に成立した離婚等に限られますが、同日前の婚姻期間における標準報酬総額も分割の対象となります。

また、平成20年4月1日以後の国民年金第3号被保険者期間については、離婚等をした場合に、当事者一方からの請求により、当事者間の合意がなくても標準報酬総額を2分の1に分割することができます。

(別表 1)

老齢厚生（退職共済）年金の支給開始年齢

① 支給開始年齢の引き上げ

平成12年の改正により、特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の支給開始年齢については段階的に65歳に引き上げられます。

生年月日	▼60歳	▼61歳	▼62歳	▼63歳	▼64歳	▼65歳
昭和28年4月1日以前	60歳					65歳
	特別支給の退職共済年金					退職共済年金または老齢厚生年金 老齢基礎年金(国民年金)
昭和28年4月2日 ～昭和29年10月1日		61歳	特別支給の退職共済年金			65歳 老齢厚生年金 老齢基礎年金(国民年金)
----- ↓↓↓ 被用者年金一元化 ↓↓↓ -----						
昭和29年10月2日 ～昭和30年4月1日		61歳	特別支給の老齢厚生年金			65歳 老齢厚生年金 老齢基礎年金(国民年金)
昭和30年4月2日 ～昭和32年4月1日			62歳	特別支給の老齢厚生年金		65歳 老齢厚生年金 老齢基礎年金(国民年金)
昭和32年4月2日 ～昭和34年4月1日				63歳	特老厚	65歳 老齢厚生年金 老齢基礎年金(国民年金)
昭和34年4月2日 ～昭和36年4月1日					64歳 特老厚	65歳 老齢厚生年金 老齢基礎年金(国民年金)
昭和36年4月2日～						65歳 老齢厚生年金 老齢基礎年金(国民年金)

② 障害者又は長期加入者の特例

昭和16年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれ、かつ、報酬比例部分の支給開始年齢（60歳～64歳）に達している者（退職している場合に限る。）で、次のア、イに該当するときは、特例として以下の【特例年金額】の額を支給する。

- ア 障害等級の3級以上に該当する障害状態にあるとき。
（その傷病の初診日から起算して1年6月を経過した日以後において障害の状態にあること。）
- イ 加入期間が44年以上あるとき。

【特例年金額】

特別支給の老齢厚生年金額（P72）に次の額を加算する

- ・ 定額部分
1,621円 × 加入期間の月数（480月が限度）
- ・ 加給年金額（老齢厚生年金額（ウ）（P73）を参照）

(別表 2)

給付乗率表

(千分率)

生年月日	定額単価に乗 ずる率	平成15年3月31日まで				平成15年4月1日から			
		厚生 年金 相当 部分	職域年金相当部分			厚生 年金 相当 部分	職域年金相当部分		
			組合員期間		公務上 遺族		組合員期間		公務上 遺族
			20年 以上	20年 未満			20年 以上	20年 未満	
昭和17年4月2日～18年4月1日	1.134	7.543	1.311	0.656	3.19675	5.802	1.008	0.505	2.45850
昭和18年4月2日～19年4月1日	1.099	7.439	1.340	0.675	3.19975	5.722	1.031	0.519	2.46150
昭和19年4月2日～20年4月1日	1.065	7.334	1.368	0.684	3.20150	5.642	1.052	0.526	2.46250
昭和20年4月2日～21年4月1日	1.032	7.230	1.397	0.703	3.20450	5.562	1.075	0.541	2.46550
昭和21年4月2日以後	1.000	7.125	1.425	0.713	3.20600	5.481	1.096	0.548	2.46600

(別表 3)

(1) 国民年金法施行令別表

障害の 程度	障害の状態
1級	<p>1 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</p> <p>2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの</p> <p>3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4 両上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>7 両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p> <p>9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
2級	<p>1 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</p> <p>2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの</p> <p>3 平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4 そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>9 一上肢のすべての指を欠くもの</p>

障害の程度	障害の状態
2級	10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 11 両下肢のすべての指を欠くもの 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13 一下肢を足関節以上で欠くもの 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(2) 厚生年金保険法施行令別表第1

障害の程度	障害の状態
3級	1 両眼の視力が0.1以下に減じたもの イ 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下に減じたもの ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの 2 両耳の聴力が40cm以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの 3 そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの 4 脊柱の機能に著しい障害を残すもの 5 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの 6 一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの 7 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの 8 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの 9 おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの 10 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの 11 両下肢の十趾の用を廃したもの 12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 13 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 14 傷病が治らないので、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生大臣が定めるもの